

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2008-1224

(P2008-1224A)

(43) 公開日 平成20年1月10日(2008.1.10)

(51) Int. Cl. F I テーマコード (参考)
B60N 3/04 (2006.01) B60N 3/04 B 3B088

審査請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 6 頁)

(21) 出願番号	特願2006-172557 (P2006-172557)	(71) 出願人	000003997 日産自動車株式会社 神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
(22) 出願日	平成18年6月22日 (2006.6.22)	(71) 出願人	000182454 寿屋フロンテ株式会社 東京都港区西新橋1-6-13
		(74) 代理人	100083806 弁理士 三好 秀和
		(74) 代理人	100100712 弁理士 岩▲崎▼ 幸邦
		(74) 代理人	100100929 弁理士 川又 澄雄
		(74) 代理人	100095500 弁理士 伊藤 正和

最終頁に続く

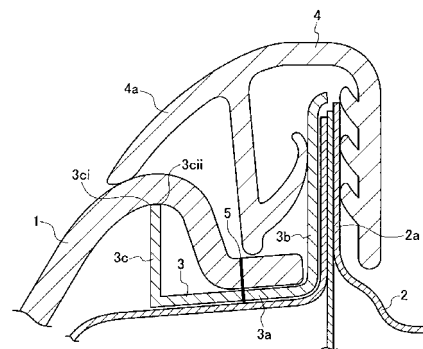
(54) 【発明の名称】 車両用カーペット端末取付構造及びその構築方法

(57) 【要約】

【課題】 車両用カーペット端末部をより確実に固定できると共に、良好な見栄えを実現することのできる車両用カーペット端末取付構造を提供すること。

【解決手段】 本発明は、カーペット1の端末を、車両側に配設された車体骨格部材2に取り付ける車両用カーペット端末取付構造であり、車体骨格部材2の長手方向に沿って、該車体骨格部材2からほぼ垂直に立設されたフランジ部2aと、底面板部3a並びに該底面板部3aの両側縁からそれぞれほぼ垂直に立設された第一立設板部3b及び第二立設板部3cからなり、フランジ部2aに沿うカーペット1の端末部に取り付けられたリテーナ3と、第一立設板部3b及びフランジ部2aを共に挟み込む挟止部材4とを備えており、カーペット1が第二立設板部3cを乗り越えて敷設されると共に、挟止部材4が第二立設板部3cの縁部の上方にまで延びるリップ部4aを有していることを特徴としている。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

車両用カーペットの末端を、車両側部に配設された車体骨格部材に沿って、該車体構造部材に取り付ける車両用カーペット末端取付構造において、

前記車体骨格部材の長手方向に沿って、該車体骨格部材からほぼ垂直に立設されたフランジ部と、

底面板部並びに該底面板部の両側縁からそれぞれほぼ垂直に立設された第一立設板部及び第二立設板部からなり、前記フランジ部に沿う前記カーペットの末端部に取り付けられたリテーナと、

第一立設板部及び前記フランジ部を共に挟み込む挟止部材とを備えており、

前記カーペットの末端部が前記第二立設板部を乗り越えて敷設されて前記リテーナに固定されていると共に、前記挟止部材が前記第二立設板部の縁部の上方にまで延びるリップ部を有していることを特徴とする車両用カーペット末端取付構造。

10

【請求項 2】

前記リップ部と前記第二立設板部の縁部とが前記カーペットを挟み込んでいることを特徴とする請求項 1 に記載の車両用カーペット末端取付構造。

【請求項 3】

前記第二立設板部の縁部の角部のうち、少なくとも一方が、エッジ状に形成されていることを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の車両用カーペット末端取付構造。

【請求項 4】

車両側部に配設された車体骨格部材の長手方向に沿って、該車体骨格部材からほぼ垂直に立設されたフランジ部と、底面板部並びに該底面板部の両側縁からそれぞれほぼ垂直に立設された第一立設板部及び第二立設板部からなり、前記フランジ部に沿う車両用カーペットの末端部に取り付けられたリテーナと、第一立設板部及び前記フランジ部を共に挟み込む挟止部材とを備え、前記カーペットの末端部が前記第二立設板部を乗り越えて敷設されて前記リテーナに固定されていると共に、前記挟止部材が前記第二立設板部の縁部の上方にまで延びるリップ部を有しており、前記カーペットの末端部を前記車体骨格部材に沿って該車体骨格部材に取り付けた車両用カーペット末端取付構造の構築方法であって、

20

前記底面板部に予め前記カーペットの末端部を固定してから、前記リテーナの前記第一立設板部を前記挟止部材によって前記フランジ部と挟止することを特徴とする車両用カーペット末端取付構造の構築方法。

30

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、車両用カーペットの末端を車体骨格部材に取り付ける車両用カーペット末端取付構造と、その構築方法とに関する。

【背景技術】**【0002】**

車両の車室内などには、下記 [特許文献 1] の図で示されているように、フロアカーペットが敷かれる。車両骨格構造としてのサイドシルに沿うフロアカーペットの末端部は、サイドシルに設けられたフランジ部に固定される。このような従来のフロアカーペット末端部の固定構造では、サイドシルに設けられたフランジ部に沿うフロアカーペットの末端部に断面 L 字状のリテーナを取り付け、サイドシルのフランジ部とリテーナの一面とを挟止部材で挟み込む。

40

【特許文献 1】特開平 8 - 132947 号公報

【発明の開示】**【発明が解決しようとする課題】****【0003】**

しかし、このような固定構造であると、フロアカーペットが車室内側に引っ張られると、その末端部がタッカー針から外れるおそれがあった。とくに、フロアカーペットの厚さ

50

を薄くしようとする、このようなことが起こりやすい。あるいは、タッカー針が露出してしまい、見栄えを悪くしてしまうというおそれもあった。従って、本発明の目的は、車両用カーペット末端部をより確実に固定できると共に、良好な見栄えを実現することのできる車両用カーペット末端取付構造と、その構築方法とを提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0004】

本発明は、車両用カーペットの末端を、車両側部に配設された車体骨格部材に沿って、該車体構造部材に取り付ける車両用カーペット末端取付構造であり、車体骨格部材の長手方向に沿って、該車体骨格部材からほぼ垂直に立設されたフランジ部と、底面板部並びに該底面板部の両側縁からそれぞれほぼ垂直に立設された第一立設板部及び第二立設板部からなり、フランジ部に沿うカーペットの末端部に取り付けられたリテーナと、第一立設板部及びフランジ部を共に挟み込む挟止部材とを備えており、カーペットの末端部が第二立設板部を乗り越えて敷設されてリテーナに固定されていると共に、挟止部材が第二立設板部の縁部の上方にまで延びるリップ部を有していることを特徴としている。

10

【0005】

また、本発明の車両用カーペット末端取付構造の構築方法は、車両側部に配設された車体骨格部材の長手方向に沿って、該車体骨格部材からほぼ垂直に立設されたフランジ部と、底面板部並びに該底面板部の両側縁からそれぞれほぼ垂直に立設された第一立設板部及び第二立設板部からなり、フランジ部に沿う車両用カーペットの末端部に取り付けられたリテーナと、第一立設板部及びフランジ部を共に挟み込む挟止部材とを備え、カーペットが第二立設板部を乗り越えて敷設されてリテーナに固定されいていると共に、挟止部材が第二立設板部の縁部の上方にまで延びるリップ部を有しており、カーペットの末端部を車体骨格部材に沿って該車体骨格部材に取り付けた車両用カーペット末端取付構造の構築方法であって、底面板部に予めカーペットの末端部を固定してから、リテーナの第一立設板部を挟止部材によってフランジ部と挟止することを特徴としている。

20

【発明の効果】

【0006】

本発明の車両用カーペット末端取付構造によれば、カーペットの末端部がリテーナの立設する第二立設板部の縁部を乗り越えるようにしてから敷設されてリテーナに固定されているため、カーペットが引っ張られても、引っ張り力は第二立設板部の縁部を押しつける力として作用し、カーペットの末端部が外れにくくなる。また、リップ部が第二立設板部の縁部の上方まで延ばされているため、リップ部の内側への折れ曲がりも防止され、カーペットとリテーナとの固定部を確実に目隠しすることができる。

30

【0007】

また、本発明の車両用カーペット末端取付構造の構築方法によれば、上述した取付構造を構築することができ、カーペット末端部の外れや見栄えの向上を可能とする取付構造を実現することができる。この際、予めリテーナをカーペットに取り付けておくことで、上述した取付構造を効率よく構築することができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0008】

以下、本発明の車両用カーペット末端取付構造の一実施形態について、図1を参照しつつ説明する。図1は、本発明の車両用カーペット末端取付構造の一実施形態のサイドシル部分の断面図である。取り付け後の外観は、斜視図を図2に示す。本実施形態における車両用カーペットは、車室内フロアに敷設されるフロアカーペット1である。

40

【0009】

図1に示されるように、車両の車室内にはフロアカーペット1が敷かれる。このフロアカーペット1の末端部は、車体の側部に配設された車体骨格部材としてのサイドシル2に設けられたフランジ部2aを介して、サイドシル2に固定される。フロアカーペット1のフランジ部2aに沿う末端部には、リテーナ3が取り付けられている。リテーナ3はほぼコ字状断面を持つ長尺の金属アングル材であり、開口部が上方を向けられて取り付けられ

50

る。フロアカーペット1の端末部は、リテーナ3の底面板部3aにタッカー針5によって固定されている。タッカー針5はリテーナ3の長さ方向に間隔をおいて複数箇所止められており、これによってフロアカーペット1の端末部はリテーナ3としっかりと固定されている。

【0010】

リテーナ3の底面板部3aの両側縁からは、第一立設板部3b及び第二立設板部3cがそれぞれ直角に立設されている。本実施形態では、金属板を屈曲させることで、底面板部3a、第一立設板部3b及び第二立設板部3cからなるリテーナ3を一体的に形成させている。第二立設板部3cの縁部の車室内側の角部3ci及び車室外側の角部3ciiは共にエッジ状に形成されている。尚、エッジ状とは、完全に角ばっている場合のみならず、R0.5以下のごくわずかに弧状になっている場合も含む。第一立設板部3bは、サイドシル2のフランジ部2aと重ね合わされ、樹脂製の挟止部材(ボディサイドウェルト)4によって挟まれており、これによってフロアカーペット1が車体に固定されている。挟止部材4は、リテーナ3の第一立設板部3b及びサイドシル2のフランジ部2aを挟み込む部分が断面コ字状とされており、その内側には第一立設板部3b及びフランジ部2aを把持するための複数の突起が、挟止部材4の長さ方向にわたって設けられている。第一立設板部3b及びフランジ部2aは、挟止部材4のコ字状部分の把持力と突起の弾性復元力とで把持される。複数の突起の突設方向は、挟止部材4の外れに対抗する方向(図中の上方)に向けられている。

10

【0011】

フロアカーペット1の端末部は、立設する第二立設板部3cの上端縁部を乗り越える形となる。さらに、挟止部材4の上部からは、室内側に向けてリップ部4aが延設されている。リップ部4aは、弾性復元力によって第二立設板部3cとフロアカーペット1を挟み込んでいる。リテーナ3及び挟止部材4の設置範囲においてはどの断面も図1の断面となる(ただし、タッカー針5は除く)。リテーナ3及び挟止部材4の端部は、室内側に取り付けられるダッシュサイドカバーやセンターピラー下部に取り付けられるカバーなどによって上方より押さえられる。

20

【0012】

上述した構造となっているため、フロアカーペット1が車室内側に引っ張られても、リテーナ3の第二立設板部3cの上縁部を乗り越えた部分が上縁部に押しつける力として作用し、フロアカーペット1の端末部が外れにくくなる。さらに、フロアカーペット1が、エッジ状に形成された角部3ci, 3ciiに引っかかる為、フロアカーペット1の端末部分は、より外れにくいものになる。特に、本実施形態では、フロアカーペット1の端末部はタッカー針5によってリテーナ3の底面板部3aに固定されており、フロアカーペット1が車室内側に引っ張られた際には、引っ張り力がタッカー針5を上方に引き抜こうとする力として作用する。この方向は、フロアカーペット1端末部のちぎれが起きにくい方向であると共に、タッカー針5を引きにくい方向である。

30

【0013】

さらに、挟止部材4のリップ部4aがリテーナ3の第二立設板部3c上縁部の上方まで延ばされているため、リップ部4aの内側へ折れ曲がりも防止され、フロアカーペット1とリテーナ3との固定部(特にタッカー針5)を確実に目隠しすることができる。さらに、本実施形態では、リップ部4aと第二立設板部3c上縁部とでフロアカーペット1を挟み込んでいる。このため、フロアカーペット1を車室内側に引っ張る力に対してより有効に対抗することができる。さらに、フロアカーペット1の波うちも抑止でき、見栄えも向上する。

40

【0014】

上述した本実施形態の取付構造を構築する際には、リテーナ3の底面板部3aに予めフロアカーペット1の端末部を固定してからフロアカーペット1を敷設し、その後、挟止部材4によってリテーナ3の第一立設板部3bとサイドシル2のフランジ部2aとを共に挟止固定する。このようにすると、結果として、フロアカーペット1の端末部は立設する

50

第二立設板部 3 c の上端縁部を乗り越える形となり、上述した引っ張り力に有効に対抗し得る。また、挟止部材 4 は上方から取り付けられるため、リップ部 4 a は自然とリテーナ 3 の第二立設板部 3 c 上縁部の上方に位置し、見栄えも向上する。本実施形態では、同時に、リップ部 4 a と第二立設板部 3 c 上縁部とでフロアカーペット 1 を挟み込むことになり、フロアカーペット 1 を車室内側に引っ張る力に対してより有効に対抗することができると共に、フロアカーペット 1 の波うちも抑止できて見栄えも向上する。

【図面の簡単な説明】

【0015】

【図 1】本発明の車両用カーペット端末取付構造の一実施形態のサイドシル部分の断面図である。

10

【図 2】本発明の車両用カーペット端末取付構造の斜視図である。

【符号の説明】

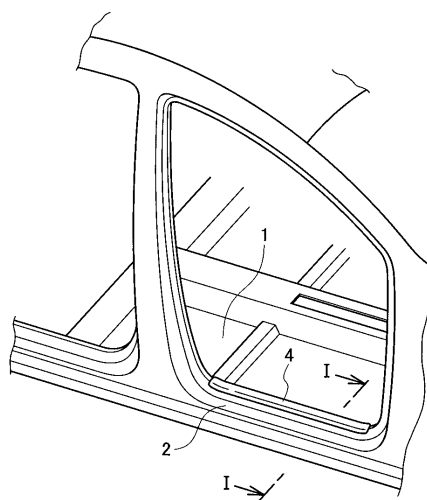
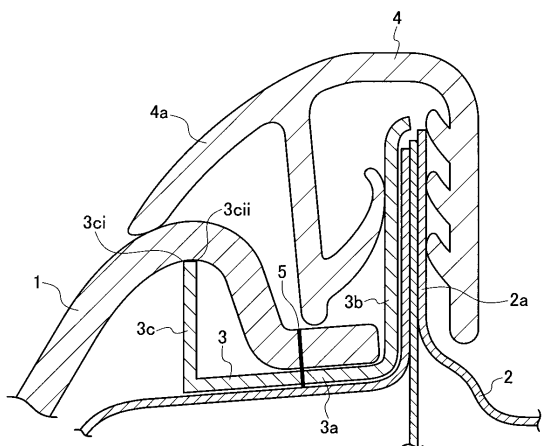
【0016】

- 1 フロアカーペット
- 2 サイドシル（車体骨格部材）
- 2 a フランジ部
- 3 リテーナ
- 3 a （リテーナ 3 の）底面板部
- 3 b （リテーナ 3 の）第一立設板部
- 3 c （リテーナ 3 の）第二立設板部
- 4 挟止部材
- 4 a リップ部
- 5 タッカー針

20

【図 1】

【図 2】



フロントページの続き

- (74)代理人 100101247
弁理士 高橋 俊一
- (74)代理人 100098327
弁理士 高松 俊雄
- (72)発明者 佐藤 清貴
神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地 日産自動車株式会社内
- (72)発明者 長野 篤
神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地 日産自動車株式会社内
- (72)発明者 鳥羽 潤
神奈川県平塚市天沼10番1号 日産車体株式会社内
- (72)発明者 賀澤 宏行
埼玉県行田市藤原町1-20-1 寿屋フロンテ株式会社内
- Fターム(参考) 3B088 GA02 GB01